

【現状と課題】

母子保健対策は、住民に必要な母子保健サービスを適切に提供できるよう、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた母子保健計画の策定・見直しを通じて、効果的な施策の推進を図っているところです。

このような中、近年の妊産婦や子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化していることから、その変化等を踏まえた支援の充実を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく連続的に支援を提供することができる体制づくりが求められています。

本県では、保健と医療の連携による妊産婦及び未熟児支援ができる連携体制を整備し、乳児死亡率の改善を図ってきたことにより、近年は、全国平均に近い水準まで改善されています。

一方で、核家族化、晩産化による育児支援者の不在、育児不安等の精神的ケアを必要とする妊産婦の増加、また、望まない妊娠、妊婦健診未受診、未入籍妊娠等、妊娠期からの継続的な支援が必要な妊婦への支援の充実が求められており、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援ができるための体制づくりが必要となっています。

さらに、母子保健事業は、妊産婦や乳幼児と接する機会が多く、児童虐待予防に資するものであることから、母子保健事業における児童虐待予防への対応についても求められています。

【目標】

安心して子どもを産むために、妊娠、出産に至る保健・医療・福祉施策に取り組み、母性及び子どもの健康の確保・増進に努めます。

【施策の方向と主な施策】

安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためには、乳幼児と妊産婦の心身の健康づくりを進める母子保健が重要な役割を果たしています。国が提示した21世紀の母子保健のビジョンであり、国民運動計画である「健やか親子21」が第2次計画となり、「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」、「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」の3つの基盤課題と、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」、「妊娠期からの児童虐待防止対策」の2つの重点課題を克服するための施策を推進します。切れ目のない妊産婦、乳幼児への保健対策及び次代の親となる学童期・思春期から成人期に向けた子どもたちに対しての保健対策を充実させ、さらに、子どもの健やかな成長を見守り育む取組を推進します。

1 妊産婦・乳幼児に関する保健の充実

- (1) 高リスク妊産婦及び支援を要する乳幼児を支援するため、保健・医療・福祉及び教育の連携体制の充実強化を図ります。(県、市町村、医療機関、教育機関等)
- (2) 母体管理や育児支援など母子保健情報の提供に努めます。(県、市町村、医療機関、民間団体等)
- (3) 母子保健事業が児童虐待予防に資することを念頭に、妊娠・出産についての悩みに応じるとともに、育児の不安や困難さの軽減を図り、子育てに喜び、楽しみを持てるよう取組を推進します。(県、市町村、医療機関、民間団体等)
- (4) 母子の心身の健康を保持増進させるため、保健指導の強化・乳幼児の疾病の早期発見、早期治療の推進及び療育指導の充実を図るとともに、乳幼児等に対する医療費助成の充実を行います。(県、市町村、医療機関等)
- (5) 市町村母子保健事業の各種施策を支援するとともに、事業の実施状況を把握し、母子保健関係職員等への研修を行い、質的向上を図ります。(県、市町村、医療機関、民間団体等)

2 学童期・思春期から成人期に向けて保健対策の充実

- (1) 思春期における結婚・妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得及び、乳幼児とのふれあい体験の実施など、市町村において母性・父性をかん養する育児教育を含めたライフプラン教育の推進を支援します。(県、市町村、教育機関)
- (2) 保健所、市町村等における児童本人や家族の相談体制の整備に努めます。(県、市町村、教育機関、民間団体等)
- (3) 人格の基本である人間の性について、科学的な知識を得るとともに、生命の尊重、男女平等の精神に基づき、性に関する正しい判断力や適切に選択する能力を身に付けさせ、行動選択ができるよう、性についての教育を推進します。(県、市町村、教育機関、民間団体等)
- (4) 思春期における子どもの心の健康に関して、子ども自身が気軽に相談でき、また親の適切な対応を支援する体制づくりを、学校保健との連携により推進します。(県、市町村、教育機関、民間団体等)
- (5) 思春期における薬物乱用防止、飲酒・喫煙防止に関する教育等を推進し、広報啓発活動に努めます。(県、市町村、教育機関等)
- (6) 10代の自殺や不健康やせ等思春期の課題を認識し、思春期の心身の発達状況を理解し受容できる地域づくりを推進します。(県、市町村、教育機関等)

3 不妊に悩む方に対する支援の充実

- (1) 不妊に悩む男女に対し、不妊治療等に関する正しい知識や最新の治療情報の提供など、医学的相談及び不妊による悩みの相談を行うために、専門機関による相談体制等の整備を図ります。(県、医療機関等)
- (2) 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成を実施します。(県、市町村)
- (3) 不育症に関する窓口の周知を図るとともに、相談員等関係者の育成を図るために、学習機会の提供を図ります。(県、医療機関等)

【達成目標】

目標項目	現状値	目標値 (H35)	備考
乳児死亡率	2.1/出生千対 (H24~H28)	全国平均以下 (過去5年平均比較)	【現状値の出典】 人口動態調査（厚生労働省）
仕上げ磨きをする親の割合	81.8% (H28)	現状値以上	【現状値の出典】 母子保健事業実施状況調査 (厚生労働省)
十代の自殺死亡率	1.6/人口10万対 (H28)	減少	【現状値の出典】 人口動態統計（厚生労働省）
十代の喫煙率	(H27) 中学1年 男子 0.2% 女子 0.2% 高校3年 男子 1.1% 女子 0.3%	0%	【現状値の出典】 未成年者喫煙飲酒状況調査 (がん・生活習慣病対策課)
十代の飲酒率	(H27) 中学3年 3.9% 高校3年 6.9%	0%	【現状値の出典】 未成年者喫煙飲酒状況調査 (がん・生活習慣病対策課)

目標項目	現状値	目標値 (H35)	備考
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	93.1% (H28)	94.2%以上	【現状値の出典】 母子保健事業実施状況調査 (厚生労働省)
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う勤労妊婦の割合	91.9% (H26)	93.9%以上	【現状値の出典】 母子保健事業実施状況調査 (厚生労働省)
子どもを虐待していると思う親の割合	(H28) 3・4か月児 4.8% 1.6歳児 14.6% 3歳児 31.1%	減少	【現状値の出典】 母子保健事業実施状況調査 (厚生労働省)
乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合	97.5% (H28)	100%	【現状値の出典】 母子保健事業実施状況調査 (厚生労働省)